

市バス営業所の管理委託および 民間事業者の施設を活用した管理委託における提案競技の実施について

1. 管理委託の概要

市バス営業所の管理委託は、自動車事業の抜本的な経営改善を図るため、平成 16 年度から実施しており、現在、令和 3 年度の提案競技を経て、魚崎、松原、落合、西神の 4 営業所について、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の委託を行っている。このほか、民間事業者の施設を活用した市バス営業所の管理委託についても提案競技を実施し、平成 30 年 8 月より中央南営業所、令和 2 年 11 月より清水が丘営業所の委託を行っている。

令和 8 年度末に 4 営業所及び清水が丘営業所の委託契約期間満了を迎えるにあたり、令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間の契約期間とする提案競技を実施し、受託事業者を選定する。

2. 委託対象営業所（拠点）・エリア

令和 9 年度からの管理委託については、運行体制や管理体制、車両運用等の効率化を促進し、管理コストの通減を図り、市バスの運行効率を高めるため、「エリアマネジメント」の考え方を導入する。エリアマネジメントにおいては、現営業所をエリア毎にまとめて、拠点となる 1 営業所及び支所による管理運営を行う。

現契約		➔	次期契約	
石屋川営業所	直営		石屋川営業所	東部エリア
魚崎営業所	委託（阪急バス）		魚崎営業所	
松原営業所	委託（阪急バス）		落合営業所	西部エリア
落合営業所	委託（神姫バス）		西神営業所	
西神営業所	委託（神姫バス）		民間事業者の施設を活用	垂水エリア
清水が丘営業所	委託（山陽バス）			
垂水支所	直営			

3. 委託業務

運転業務、運行管理業務、営業所の管理業務（施設管理業務、窓口業務、営業管理業務など）、整備管理業務及びこれらに付随する一切の業務（一部の車検業務及びエンジン分解整備業務を除く）

4. 委託期間（予定）

令和 9 年度～令和 11 年度

5. 受託候補者の選定方法

公募型プロポーザル方式に沿った公募提案競技を実施する。

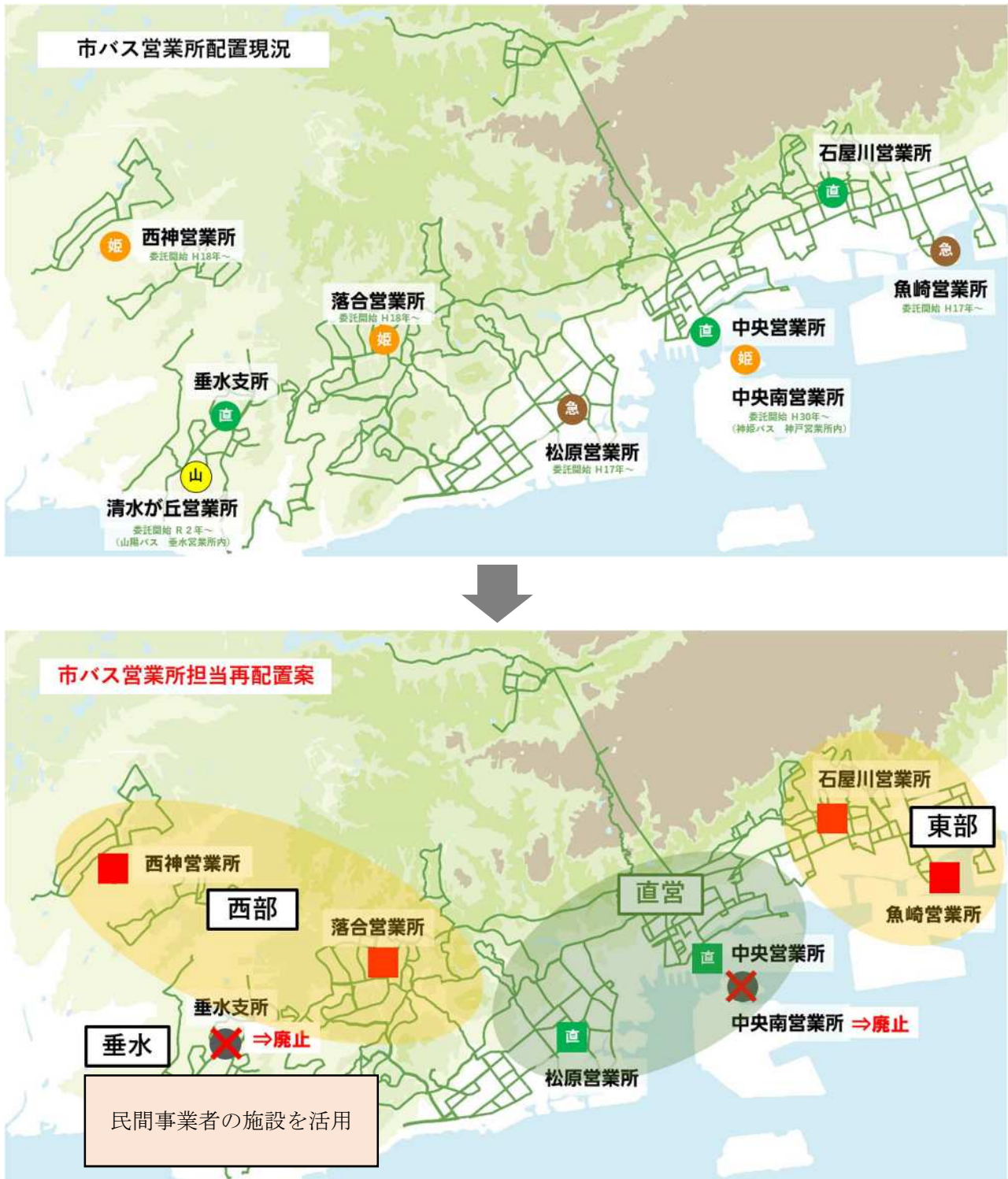
受託候補者の選定にあたっては、安全・安定運行（40 点）、経済性（25 点）、サービス水準（25 点）、地元企業（10 点）の 4 つの観点を中心とする選定基準に基づき、エリア毎に提案内容を審査し、総合評価の上、選定する。

提案内容の評価にあたっては、学識経験者、弁護士、公認会計士などで構成する受託候補者選定検討委員会を設置し、専門的観点からの意見を聴取することで、評価における客観性・適正性を確保する。

6. 今後のスケジュール（予定）

- ・ 募集要項の配布 令和8年5月末
- ・ 応募提案書類の受付 令和8年7月下旬
- ・ 受託候補者の選定 令和8年9月以降
- ・ 近畿運輸局への許可申請 令和9年1月以降
- ・ 選定事業者による業務開始 令和9年4月1日

<参考1：営業所配置状況>



<参考2：応募条件>

1. 道路運送法その他関係法令・通達等に適合すること
 - (1) 道路運送法第4条の許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者であること
 - (2) 事業者が既に一般乗合旅客自動車運送事業を行っている場合は、一定期間、当該事業に関し法令等の違反による行政処分を受けていないこと など
2. 現に、一般乗合バス路線（高速・定期観光・限定・深夜を除く）を有すること
3. 国税（法人税、消費税（地方消費税を含む））、県税、市税等を滞納していないこと
4. 暴力団が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと

<参考3：市バス営業所の管理委託について>

管理委託とは、神戸市が国土交通省から事業許可を受けた路線を保有したまま、受託事業者が市バス車両を使用し、神戸市の運賃制度と運行計画（運行路線、運行回数等）に基づいて、車両の運転・運行管理・営業所管理・整備管理などの業務を行う制度であり、運営は全て神戸市名義で行い、第三者に対する経営上の責任も神戸市が負う。

<参考4：選定基準>

項目	評価する内容	配点
安全・安定運行	<ul style="list-style-type: none"> ・安全マネジメントに対する取り組みと実績 ・危機管理体制 ・事業経験 など (※) 	40
経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施費用見積額 ・経営の安定性 など 	25
サービス水準	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の実現性 ・市民サービス、顧客満足度等の向上への取り組み ・教育・研修制度 ・苦情等お客様対応の適切性 など 	25
地元企業	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業育成の視点による地元企業への加点 	10

※さらに、現行受託事業者においては、直近の受託期間における実績を評価し、+5点～△5点の範囲で反映させる。